# 大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例案要綱（案）

## Ⅰ　総則

### 第１　目的

この条例は、ヘイトスピーチが個人の尊厳を害し差別の意識を生じさせるおそれがあることに鑑み、ヘイトスピーチに対処するため本市がとる措置等に関し必要な事項を定めることにより、市民等の人権を擁護するとともにヘイトスピーチの抑止を図ることを目的とする。

### 第２　定義

１　「ヘイトスピーチ」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する表現活動をいう。

⑴　次のいずれかを目的として行われるものであること（ウについては、当該目的が明らかに認められるものであること）

ア　人種又は民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人の属する集団（以下「特定人等」という。）を社会から排除すること

イ　特定人等の権利又は自由を制限すること

ウ　特定人等に対する憎悪若しくは差別の意識又は暴力をあおること

⑵　表現の内容又は表現活動の態様が次のいずれかに該当すること

ア　特定人等を相当程度侮蔑し又は誹謗中傷するものであること

イ　特定人等（当該特定人等が集団であるときは、当該集団に属する個人の相当数）に脅威を感じさせるものであること

⑶　不特定多数の者が表現の内容を知り得る状態に置くような場所又は方法で行われるものであること

２　「表現活動」には、次に掲げる活動を含むものとする。

⑴　他の表現活動の内容を記録した印刷物、光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）その他の物の販売若しくは頒布又は上映

⑵　インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して他の表現活動の内容を記録した文書図画又は画像等を不特定多数の者による閲覧又は視聴ができる状態に置くこと

⑶　その他他の表現活動の内容を拡散する活動

３　「市民」とは、本市の区域内に居住する者又は本市の区域内に通勤し若しくは通学する者をいう。

４　「市民等」とは、市民又は市民の属する団体をいう。

### 第３　啓発

１　本市は、ヘイトスピーチが個人の尊厳を害し差別の意識を生じさせるおそれがあることに鑑み、ヘイトスピーチによる人権侵害に関する市民の関心と理解を深めるための啓発を行うものとする。

### 第４　措置等の基本原則

１　Ⅱの措置及び公表並びにⅢの支援は、市民等の人権を擁護することを目的として実施さ

れるものであることに鑑み、国による人権侵犯事件に係る救済制度等による救済措置を補完することを旨としつつ、同救済制度等と連携を図りながら実施されなければならない。

## Ⅱ　ヘイトスピーチの拡散防止の措置及び認識等の公表

### 第１　拡散防止の措置及び認識等の公表

１　市長は、次に掲げる表現活動がヘイトスピーチに該当すると認めるときは、事案の内容に即して当該表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置（以下「拡散防止措置」という。）をとるとともに、当該表現活動がヘイトスピーチに該当する旨、表現の内容の概要及びその拡散を防止するためにとった措置並びに当該表現活動を行ったものの氏名又は名称の公表（以下「認識等の公表」という。）をするものとする。ただし、当該表現活動を行ったものの氏名又は名称については、公表により条例の目的を阻害すると認められるときは、公表しないことができる。

⑴　本市の区域内で行われた表現活動

⑵　本市の区域外で行われた表現活動（本市の区域内で行われたどうか明らかでない表現活動を含む。）で次のいずれかに該当するもの

ア　表現の内容が市民等に関するものであると明らかに認められる表現活動

イ　アに掲げる表現活動以外の表現活動で本市の区域内で行われたヘイトスピーチの内容を本市の区域内に拡散するもの

２　拡散防止措置及び認識等の公表は、市民等の申出により又は職権で行うものとする。

３　市長は、認識等の公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係るヘイトスピーチを行ったものにその旨及び理由を通知するとともに、相当の期間を定めて、意見を述べるとともに有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。ただし、公表の内容がⅤに定める大阪市ヘイトスピーチ審査会（以下「審査会」という。）が第２の３に基づき述べた意見における公表の内容と同一であるときは、この限りでない。

４　３の意見は、市長が口頭ですることを認めたときを除き、書面により述べなければならない。

５　市長は、認識等の公表に当たっては、当該ヘイトスピーチの内容が拡散することのないよう十分に留意しなければならない。

６　認識等の公表は、インターネットを利用する方法その他市規則で定める方法により行うものとする。

### 第２　審査会の意見聴取

１　市長は、第１の２による申出があったとき又は第１の１の⑴若しくは⑵の表現活動がヘイトスピーチに該当するおそれがあると認めるときは、次に掲げる事項について、審査会の意見を聴かなければならない。ただし、第１の２による申出があった場合において、当該申出に係る表現活動が第１の１の⑴又は⑵に該当するもの（以下「措置対象」という。）でないと明らかに認められるときは、この限りでない。

⑴　当該申出に係る表現活動が措置対象であること

⑵　当該申出に係る表現活動がヘイトスピーチに該当するものであること

２　市長は、１のただし書により審査会の意見を聴かなかったときは、遅滞なくその旨を審

査会に報告しなければならない。この場合において、審査会は市長に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

3　市長は、１及び２に基づく審査会の意見が述べられた場合において、拡散防止措置及び認識等の公表をしようとするときは、当該措置及び公表の内容について、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。ただし、拡散防止措置については、緊急を要するときその他Ｉの第１の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、審査会の意見を聴かないでとることができる。

4　市長は、３のただし書により審査会の意見を聴かないで拡散防止措置をとったときは、速やかにその旨を審査会に報告しなければならない。この場合において、審査会は市長に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

5　市長は、４に基づく審査会の意見が述べられた場合において、当該意見を受けて新たな拡散防止措置をとったときは、その意見及び措置の内容を公表するものとする。

## Ⅲ　訴訟等その他の支援

### 第１　訴訟等の支援

1　市長は、本市の区域内に住所又は主たる事務所を有する市民等が、自らに関する表現活動がヘイトスピーチに該当するとして、被害の拡大の防止のための措置その他の措置をとるため又は当該表現活動を行ったものの民事上の責任を追及するため訴訟等(訴訟その他の裁判所の裁判を求める手続をいう。以下同じ。)を行う場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当すると認められるときは、当該市民等に対し、予算の範囲内において、訴訟等に要する費用の貸付けその他訴訟等に必要な支援を行うことができる。

⑴　当該表現活動が措置対象であること

⑵　当該表現活動がヘイトスピーチに該当するものであること

⑶　当該表現活動の内容が当該市民等に関するものであること

⑷　当該訴訟等において裁判所が当該表現活動についての判断又は見解を示すことが見込まれること

2　訴訟等に要する費用の貸付けを受けた者は、当該訴訟等が終了したときは、速やかに当該貸付金を返還しなければならない。

3　市長は、当該訴訟等における裁判所の判断又は見解がＩの第１の目的を達成する上で有益であったと認めるときその他特別の理由があると認めるときは、当該貸付金の全部又は一部の返還を免除することができる。

### 第２　訴訟等の支援以外の支援

1　訴訟等の支援のほか、市長は、市民等が自らに関する表現活動がヘイトスピーチに該当するとしてそれによる被害の拡大の防止のための措置その他の措置をとる場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当すると認められるときは、予算の範囲内において、事案の内容に即して必要と認める支援を行うことができる。この場合において、金銭の貸付けその他の金銭の支出を伴う支援については、本市の区域内に住所又は主たる事務所を有する市民等に限るものとする。

⑴　当該表現活動が措置対象に該当するものであること

⑵　当該表現活動がヘイトスピーチに該当するものであること

⑶　当該表現活動の内容が当該市民等に関するものであること

2　市長は、訴訟等の支援以外の支援として金銭の貸付けによる支援を行った場合において、特別の理由があると認めるときは、当該貸付金の全部又は一部の返還を免除することができる。

**第３　支援の申出**

1　第１及び第２の支援は市民等の申出により行うものとする。

2　支援の申出は、市規則で定めるところにより、当該申出に係る表現活動の内容を明らかにしてするとともに、訴訟等の支援の申出については、当該訴訟等が終了する日までにしなければならない。

**第４　審査会の意見聴取**

1　市長は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項について、審査会の意見を聴かなければならない。

⑴　支援の申出があったとき　次に掲げる事項

ア　当該申出に係る表現活動が措置対象に該当するものであること

イ　当該申出に係る表現活動がヘイトスピーチに該当するものであること

ウ　当該申出に係る表現活動の内容が当該申出をした市民等に関するものであること

⑵　訴訟等の支援をしようとするとき　次に掲げる事項

ア　当該訴訟等において裁判所が当該表現活動についての判断又は見解を示すことが見込まれること

イ　支援の内容

⑶　訴訟等に要する費用の貸付けをした場合において、当該訴訟等における裁判所の判断又は見解がⅠの第１の目的を達成する上で有益であったことを理由として貸付金の全部又は一部の返還を免除しようとするとき　次に掲げる事項

ア　当該訴訟等における裁判所の判断又は見解がⅠの第１の目的を達成する上で有益であったと認められること

イ　返還を免除する額

⑷　訴訟等の支援以外の支援をしようとするとき　支援の内容

2　１にかかわらず、次に掲げるときは、審査会の意見を聴くことを要しない。

⑴　支援の申出があった場合において、当該申出に係る表現活動が措置対象に該当せず又は当該表現活動の内容が当該申出をした市民等に関するものでないと明らかに認められるとき

⑵　金銭の貸付けその他の金銭の支出を伴う支援の申出があった場合において、当該申出をした市民等が本市の区域内に住所又は主たる事務所を有しないとき

⑶　訴訟等の支援の申出があった時において、当該訴訟等が終了しているとき

⑷　訴訟等の支援以外の支援をしようとする場合において、緊急を要するときその他条例の目的を達成するため特に必要があると認めるとき

3　市長は、２の⑴から⑶までの規定により審査会の意見を聴かなかったときは、遅滞なくその旨を審査会に報告しなければならない。

4　市長は、２の⑷の規定により審査会の意見を聴かないで訴訟等の支援以外の支援をしたときは、速やかにその旨及び支援の内容を審査会に報告しなければならない。

5　審査会は、３及び４による報告を受けたときは、市長に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

**第５　支援に関する規定の委任**

1　第１から第４までに定めるもののほか、支援に関し必要な事項は、市規則で定める。

## Ⅳ　審査会の意見聴取手続の省略

1　市長は、Ⅱの第２又はⅢの第４により審査会の意見を聴こうとする場合において、次に掲げる要件(⑶の要件については、Ⅲの第４により審査会の意見を聴こうとする場合に限る。)のいずれにも該当するものであることについて審査会の意見が既に述べられているときは、当該事項については審査会の意見を聴くことを要しない。

⑴　当該措置及び公表又は支援に係る表現活動が措置対象に該当すること

⑵　当該措置及び公表又は支援に係る表現活動がヘイトスピーチに該当すること

⑶　当該措置及び公表又は支援に係る表現活動の内容が当該市民等に関するものであること

## Ⅴ　大阪市ヘイトスピーチ審査会

**第１　審査会の設置**

1　この条例の規定によりその権限に属するものとされた事項について、諮問に応じて調査審議をし、又は報告に対して意見を述べさせるため、市長の附属機関として審査会を置く。

2　審査会は、１に定めるもののほか、この条例の施行に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議をするとともに、市長に意見を述べることができる。

**第２　審査会の組織**

1　審査会は、委員５人以内で組織する。

2　審査会の委員は、市長が、学識経験者その他適当と認める者のうちから委嘱する。

3　審査会の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　委員は、１回に限り再任されることができる。

5　審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6　市長は、審査会の委員が５の守秘義務に違反したときは、当該委員を解嘱することができる。

**第３　審査会の調査審議手続**

1　審査会は、必要があると認めるときは、市長又は調査審議対象の表現活動により被害を受けたとする市民等に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査をすることができる。

2　審査会は、調査審議対象の表現活動により被害を受けたとする市民等又は当該表現活動を行ったもの(以下「関係人」という。)に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述

べるとともに有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

3　２に定めるもののほか、審査会は、関係人から申立てがあったときは、相当の期間を定めて、当該関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4　３により口頭で意見を述べる場合においては、関係人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

5　審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に次に掲げる事項を行わせることができる。

⑴　１による調査

⑵　３による関係人の意見の陳述を聴くこと

⑶　Ⅱの第２の２又はⅢの第４の３による報告を受けること

6　審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、第１の２に定める事項に関する調査審議の手続については、特段の支障がない限り、公開して行うものとする。

**第４　審査会に関する規定の委任**

1　第１から第３までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに調査審議の手続に関し必要な事項は、市規則で定める。

## Ⅵ　雑則

**第１　適用上の注意**

1　この条例の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

**第２　施行の細目**

1　この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

## Ⅶ　附則

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、Ⅰの第４及びⅡからⅣまで並びに２の規定の施行期日は、市長が定める。

2　Ⅰの第４及びⅡからⅣまでの規定は、これらの規定の施行後に行われた表現活動について適用する。